

## 平安時代の読書儀と宮廷社会——読書始の確立とその意義

櫻 聡太郎

## はじめに

『源氏物語』桐壺で光源氏の成長を記す記述として、

七つになりたまへば読書始などせさせたまひて、世に知らず聡うかしくおはすれば、あまり恐ろしきまで御覽ず。

というくだりがある。父である桐壺帝は源氏の聡明さを感じ嘆したが、その契機が七歳の源氏が行った読書始だという。平安時代中期の貴族にとって、幼年の皇子が学才を示す場として読書始はよく知られた儀式であった。天皇や皇族が読書始を行う場合には、多くの貴族が列席した。

『皇室制度史料』によれば、読書始は「男子が幼年期に学問始として漢籍を読む儀式」とされ、一般に平安時代初期の恒貞親王が初例と認識されている<sup>2)</sup>。元服に先立って行われる成人通過儀礼という側面もあり、宮廷儀式として近世まで継続し、貴族・武家にも広まっていった。そもそも、漢籍の読書は本来は個人的な行為であり、大学などでの一斉教授の場でなければ、

そこに多くの人々が参加するというのは儀式として政治的意義が付与される。

平安時代には、幼年者の学問始以外に、種々の漢籍の講書やその延長としての日本書紀講書などが催されていた。『類聚国史』巻二十八には、「天皇読書」の部類が立項されており、読書始を含む天皇の漢籍読書が収集されている<sup>3)</sup>。たしかに、『西宮記』以降の儀式書では、「書始」や「読書始」の呼称が使用されるが、先行する『新儀式』では「読書事」という呼称が使用されている。そこで、後世定着したような読書始のみを念頭におくのではなく、読書始以外の場合も含めて、貴族層が関与しながら天皇・皇太子などが漢籍を読む場（読書儀）に着目することで、平安時代前期から中期にかけての貴族社会における漢籍の役割の変化を考察したい。

とはいえ、読書始に関する検討は多くの蓄積がある。古くは林秀一氏の研究があり、それを詳細かつ系統的に深めたものに尾形裕康氏の研究がある。尾形氏の研究は古代から近世に及ぶ

網羅的なもので、書目・学習者・教授者を示した一覧表が掲示されており、読書始の全体像を提示した点で不朽の労作と言える<sup>(5)</sup>。さらに、氏の研究を前提にして、読書始の場での詩序を検討した新聞一美氏など読書始を成人通過儀礼として位置づける見方も存在する<sup>(6)</sup>。それ以外に、平安前期の種々の講書についても多くの先行研究が存在する。個別の研究は以下でその都度触れることとして、まずは儀式書における読書儀の取り扱いを検討することから始めよう。

### 一、儀式書における読書儀

平安時代の儀式書を参照すると、読書儀は『儀式』には見えず、『新儀式』以降の『西宮記』・『江家次第』にその記載を確認できる<sup>(7)</sup>。試みに、巻数と儀式名を掲げると左のようになる。なお、行論の都合上、それぞれの次第に区別のためのアルファベット符号を付した。

『新儀式』巻四 読書事（竟宴）〔A〕

『西宮記』臨時七 天皇御書始事（竟宴）〔B〕・皇太子書始

〔C〕・親王書始〔D〕

『江家次第』巻十七 御読書始事〔E〕

この他、『西宮記』臨時七では、読書始に続けて、親王入学・講日本紀の他、次第は欠くものの紀伝道講書・明法道講書・蔵

人所講書を収載する。『江家次第』では、巻二十の撰関家の行事を掲げるなかに、撰政関白家子書始を収載している。儀式次第の名称を通覧すると、『西宮記』が被教授者の身分による細分化を行っている点、「書始」の呼称は『西宮記』以降で採用された点を指摘できる。

では、具体的な儀式次第は、儀式書間でどのように相違するのだろうか。まずは、Aの『新儀式』をもとに次第を確認し、適宜その他の次第と比較しよう。まず、次第冒頭には、

御読書事（付<sup>二</sup>竟宴<sup>一</sup>也。可<sup>レ</sup>載<sup>二</sup>御日記・所日記抄等<sup>一</sup>）

若、有<sup>二</sup>御読書事<sup>一</sup>、預定<sup>二</sup>其書并博士・尚復<sup>一</sup>（旧例、七

経召<sup>二</sup>明経博士<sup>一</sup>。史書召<sup>二</sup>記〔紀〕伝博士<sup>一</sup>。『群書治要』

或用<sup>二</sup>明経・記〔紀〕伝各一人<sup>一</sup>、近代雖<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>御<sup>二</sup>読七

経<sup>一</sup>、只以下記〔紀〕伝道宿儒博学被<sup>レ</sup>聴<sup>二</sup>昇殿<sup>一</sup>之輩<sup>上</sup>、多

為<sup>二</sup>読之人<sup>一</sup>。又、尚復以<sup>二</sup>六位藏人昇殿人中成業者<sup>一</sup>、便

為<sup>二</sup>都講<sup>一</sup>。或為<sup>下</sup>非<sup>二</sup>殿上<sup>一</sup>者<sup>上</sup>。<sup>(8)</sup>

とあり、読書に先んじて、博士（本文の講義をする者）・尚復（本文を音読する者、都講とも称される）を定めることと、その人選が示される。このなかで、書目は七経・史書・『群書治要』のケースが示されている。特に、この次第が念頭におく「近代」では紀伝道から博士らを登用するものの、「旧例」では経書の場合は明経道、『群書治要』の場合は紀伝・明経それぞれから登用する区別があったとされる。

読書始というと、『孝経』を扱うのが一般的だが、Aでは必ずしもこれに限定していない。その一方、『西宮記』の次第のうちCは『孝経』に限定した次第とされている。『江家次第』のEは、次第としては『孝経』に限定しているものの、『新儀式』の書目を分けた教授者の人選が採用されている。これは『新儀式』などの先行する儀式書の記述を継承したのだろう。

次に、儀式が行われる会場の座次が示される。

当日早旦、藏人奉<sub>レ</sub>仰行事。其儀垂<sub>二</sub>東廂御簾<sub>一</sub>。昼御座前

立<sub>二</sub>御書案<sub>一</sub>。孫廂南第五間鋪<sub>二</sub>菅円座<sub>一</sub>為<sub>二</sub>博士座<sub>一</sub>。南面。

第三間鋪<sub>二</sub>同円座<sub>一</sub>為<sub>二</sub>尚復座<sub>一</sub>。西面。第一・二間鋪<sub>レ</sub>畳為<sub>二</sub>

王卿座<sub>一</sub>。南廊小敷敷鋪<sub>レ</sub>畳為<sub>二</sub>出居座<sub>一</sub>。其東鋪<sub>レ</sub>畳為<sub>二</sub>侍

臣座<sub>一</sub>。

場所は清涼殿で、昼御座に天皇の机が出される。以下、【**図**

1】のように王卿らの座が配されることはB・Eにも共通し、

C・Dでは座次の記述はない。公卿以下が臨席し、単なる個人的な読書ではない宮廷儀式としてのあり方を確認できよう。なお、『江家次第』には、「昼御座前立<sub>二</sub>御書案<sub>一</sub>（藏人式并新儀式如<sub>レ</sub>此）」とあり、藏人式にも記述があったことが知られる。

平安前期の場合は、実施場所は一定しないが、清涼殿で行われることもあわせて、天皇の私的な行事としての性格も強かったことが知られる。

その次に、読書儀の次第が次のように示される。

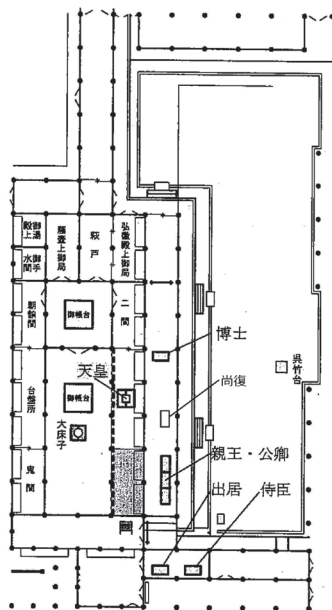


図1 読書始座次（満田さおり「平安時代における朝儀の場の変遷に関する研究」（2013年）、図5をもとに加筆して作製。）

時刻、中・少将着座。次王卿（仁和四年、下<sub>二</sub>宣旨於左右近衛陣<sub>一</sub>、御読書間、公卿許<sub>二</sub>昇殿<sub>一</sub>者）、次博士、次尚復（博士・尚復笏副<sub>二</sub>書卷<sub>一</sub>）。尚復称<sub>レ</sub>文。博士読<sub>レ</sub>矣。尚復畢、先退下。次博士、次王卿、次侍臣、次中・少将。後日、博士・尚復依<sub>レ</sub>召参上如<sub>レ</sub>前。但、不<sub>レ</sub>鋪<sub>二</sub>出居座<sub>一</sub>（但、博士・尚復之間、非<sub>二</sub>殿上侍臣<sub>一</sub>之時、出居着<sub>レ</sub>座矣）。尚復先読<sub>レ</sub>点（此間、侍臣若有<sub>下</sub>読<sub>二</sub>極点<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、尚復・博士相共説<sub>レ</sub>之）。次称<sub>レ</sub>文。読畢、尚復先退下。次、博士。

ここでは、開始時刻に、中・少将、王卿、博士、尚復の順で入場することが示される。続く学習の場面では、尚復が文と唱えた後、博士がテキストを読み上げる。これで学習は終了し、尚復、博士、王卿、侍臣、中・少将の順に退出する。ここまで

の次第は、B・C・D・Eとおおむね共通するが、CとEでは、

書目を『御注孝経』に限定し、その冒頭の「御注孝経序」を学ぶこととなっている。BやDは学習部分について詳細を記していないので判然としないが、この点は『新儀式』とそれ以後で大きく異なる点と言えよう。

続く箇所では「後日」という書き出しから、再び学習に関わる記述が始まる。次第の後段で「竟宴」の記述があることから、これは竟宴との間の中間の学習であろう。『新儀式』は「仁和四年」の先例を引くが、これは仁和四年（八八八）十月九日に開始され、寛平三年（八九一）年六月十三日に竟宴を迎えた宇多天皇の『周易』読書を指すもので、その間もテキストの講読が続けられたのである。このように、天皇のお召しにより、具体的なテキストの講読が続けられる。博士・尚復が参上し、尚復が点を読んで文と唱え、博士が講読するというスタイルが用いられた。退出は、尚復、博士の順で行われる。この後日の次第が確認できるのは、『新儀式』のみで他には見られない。

最後に、読了の際の竟宴と賜禄が記される。

但、竟宴之時、垂<sub>二</sub>母屋御簾<sub>一</sub>。孫<sub>二</sub>廂南第五間北辺、鋪<sub>二</sub>両面端<sub>一</sub>置<sub>二</sub>為<sub>二</sub>博士座<sub>一</sub>（如<sub>レ</sub>例南面。但貞観十七年、『群書治要』竟宴、参議式部大輔菅原是善朝臣・刑部大輔菅野朝臣佐世二人為<sub>二</sub>尊者<sub>一</sub>也。公卿座如<sub>レ</sub>常。御<sub>二</sub>昼御座<sub>一</sub>、殿上王卿依<sub>レ</sub>召参上へ貞観十七年、於<sub>二</sub>綾綺殿<sub>一</sub>有<sub>二</sub>此宴<sub>一</sub>。諸卿

参上、別召<sub>二</sub>非参議四位四人并尚復山城権介善淵朝臣愛成<sub>一</sub>、陪<sub>二</sub>殿西庇<sub>一</sub>。〔次博士〕、先賜<sub>二</sub>酒饌博士<sub>一</sub>。次賜<sub>二</sub>王卿<sub>一</sub>。穀倉院設<sub>二</sub>王卿饌<sub>一</sub>。内蔵寮設<sub>二</sub>博士饌<sub>一</sub>。兼賜<sub>二</sub>侍臣<sub>一</sub>、坏酌<sub>二</sub>三巡之後、大臣奉<sub>レ</sub>勅、召<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>題之人<sub>一</sub>。仰<sub>レ</sub>之隨即献<sub>レ</sub>之退却。次第四間立<sub>二</sub>文台<sub>一</sub>、次御厨子所供<sub>二</sub>菓子・干物・御酒<sub>一</sub>。次献<sub>レ</sub>詩。畢、即召<sub>二</sub>侍臣堪<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>之へ貞観、令<sub>二</sub>参議音人卿作<sub>レ</sub>序、并為<sub>二</sub>講師<sub>一</sub>也。事畢、給<sub>レ</sub>禄有<sub>レ</sub>差（博士、白樹一重、加<sub>二</sub>給御衣一襲<sub>一</sub>。又、貞観二年十二月廿二日〔廿日<sub>カ</sub>〕、御註孝経竟宴。以<sub>二</sub>助輩博士從五位上大春日朝臣雄繼<sub>一</sub>為<sub>二</sub>正五位下<sub>一</sub>。近代又間〔聞<sub>カ</sub>〕、有<sub>下</sub>預<sub>二</sub>恩賞<sub>一</sub>者上。〕。

この次第には、貞観十七年・貞観（十七年の同じ例か）・貞観二年の例の三例が引かれ、清和天皇の時期を参考としつつ次第がまとめられたらしい。座次としては、**【図1】**と同様に、博士・天皇以下が着する。博士・王卿の順に酒饌が配され、侍臣にも与えられる。宴席の開始後、杯が三巡したあたりで賦詩へと移り、酒などが追加で提供される。詩の被講が終わった後、博士らに禄が与えられ、散会となる。

他に竟宴の次第を掲載するのは、『西宮記』のBのみで、ほぼ同様の次第で、博士以外の王卿らに対する賜禄の記述も記されている。一方、記述が簡潔なDは措くとして、CやEには竟宴の記載はない。そのかわりに、C・D・Eでは読書開始の儀

に引き続いて行われる詩宴を記している。その記述はいずれも簡潔なものだが、実例を見ると、宴席と漢詩の被講という竟宴同様の次第で行われている。

以上、読書儀の次第のなかで最も古い『新儀式』との比較において、後に続く儀式書の記述を検討した。このなかで確認できたのは、『新儀式』は天皇が漢籍を臣下とともに通読し、その最初と最後に儀式的な行事を行う一連の次第を示しているのに対して、以降の儀式書では徐々に読み始めの部分のみに重点が移り、その後の読書・読了に関する関心が失われていった点である。次に、『新儀式』にまとめられたような読書儀とはいかなるものだったのか、読書始の形成との関係で考察しよう。

## 二、天皇の漢籍読書と読書儀・読書始―尾形説の再検討―

前章で検討したように、儀式書の記載を比較しても、読書儀の次第は相違するのであり、これら全てを読書始として一括することはできない。【表1】は、十一世紀前半（撰関期）までの天皇・皇族が臣下とともに漢籍を学んだ行事（読書儀）と解しうる事例を集めたものである。なお、【表1】のうち色を塗った箇所が尾形氏によって読書始として認定された事例である。以下、個別の事例について言及する際には、【表1】の最左列端に示したナンバリングも用いる。

まずは、これを通覧して、『新儀式』の次第の時代的位置づけを確認しておこう。この次第では、講書部分で仁和四年（No. 19）、竟宴部分で貞観期（No. 9・13）が先例として引かれている。ただし、講書部分の記述で実施場所を清涼殿としており、【表1】を通覧する限りで、仁明天皇の例（No. 4～6）の後は、昌泰元年（八九八）の醍醐天皇（No. 21）となる。この例では『群書治要』を扱っているが、博士を紀伝道から採用する「近代」の流儀が用いられている。『新儀式』の次第は、九世紀後半から十世紀初頭ぐらいの事例をもとにまとめられたのだろう。

一方で、尾形裕康氏は、『新儀式』よりあとの平安時代中期以降の儀式を範として一括して読書始とした。<sup>14</sup> 換言すれば、前章で見たような次第の相違や、儀式書に次第がまとめられる以前の時期が考慮されていない。従って、以下の四点で、平安時代前期の読書始に関する尾形氏の認定には疑問が残るといえよう。

第一に、No. 2の恒貞親王の事例から、No. 9の清和天皇まで約三十年のブランクが生じ、皇太子の例ではさらに十五年の間が空き、恒貞の例がやや孤立してしまう。後の時代に先例と見なされた偶然の産物とするのは、平安初期の文章経国の気運を踏まえれば首肯しがたい。【表1】の性格の欄には、典拠史料中「始読」・「初読」などと記述されたものを注記したが、尾形氏



が読書始に認定しない事例でも、臣下が陪席したことが知られる例もある（表中の「侍臣陪従記事」の欄参照）。読書儀の範疇で見れば、仁明天皇・文徳天皇も盛んに読書儀を行っており（No.3～8）、恒貞親王以前にも嵯峨天皇が行っていた（No.1）。こうした背景のなかで、幼年の天皇・皇太子が『孝経』に代表される漢籍を臣下とともに学ぶ読書始も登場したのである。

第二に、No.12・17はともに陽成天皇の、No.26・27は朱雀天皇の読書始であり、天皇に即位する前後の事例とは言え、同一人物が二度の読書始を行ったというのは、平安前期の読書儀について成人通過儀礼の一種として見るには検討を要する。むしろ、仁明天皇が四度（No.3～6）、文徳天皇が二度（No.7・8）、清和天皇が五度（No.9～11・13・14）も読書儀を行っていることに鑑みれば、複数回の実施も奇異なことではない。他の天皇・皇族の読書儀と同様に、臣下とともに漢籍を学ぶ点にも重点があると言えよう。さらに、この段階では、書目を『御注孝経』に限定するような『西宮記』以降に見られた傾向も現れていない。

第三に、No.18の光孝天皇（五十五歳）、No.19の宇多天皇（二十二歳）など幼年と見るには無理のある事例も認定されており、幼年者の学問始と見るには問題が残る。もし、撰関期同様の読書始に限定するならば、先述したように成人の天皇の読書儀は除外するべきであろう。なお、【表1】の分類欄では、

便宜的に撰関期同様の幼年者（元服前）を対象としたものをⅠ、それ以外をⅡと付している。

第四に、前章で言及したように竟宴の存在を考慮する必要がある。読書儀と別に竟宴が行われるのは、読書儀が実施された後に、実際にテキストの講読が行われたことを意味し、かりに読書儀自体は形式的であったとしても、その後にはテキスト学習の実態をともなっていたことになる。

実際に、九・十世紀には竟宴を伴っていた例が多く見られる。さらに、漢籍のみではなく、日本書紀講書のように帝王と臣下がともに学習する機会が同時期には存したのであり、読書儀はこれらとパラレルなものであった。とりわけ、『日本書紀』の元慶講書は貴族層の熱心な参加が見られた。元慶二年（八七八）二月二十五日に開始され、元慶六年八月二十九日に竟宴が設けられた。その間の記述として、『日本三代実録』元慶三年五月七日条には、

七日丙申。令<sub>下</sub>從五位下守<sub>下</sub>函書頭善淵朝臣愛成於<sub>二</sub>宜陽殿東廂<sub>一</sub>讀<sub>中</sub>日本紀<sub>上</sub>。喚<sub>三</sub>明経・紀伝生<sub>三</sub>・四人<sub>一</sub>為<sub>二</sub>都講<sub>一</sub>。大臣已下毎日開読。前年始読、中間停廢、故更始<sub>レ</sub>読焉。

とあり、文飾であるにしても大臣以下の貴族が自ら『日本書紀』を読んで学んだのである。古く、坂本太郎氏は、この時期の朝政を主導した藤原基経による学問奨励の一環としてとらえている<sup>17</sup>。

では、九・十世紀の読書儀が盛行している時期に、後世のような幼年者の読書始は一般の読書儀と区別することができるのだろうか。この点について章を改めて検討しよう。

### 三、九・十世紀における読書儀

冒頭でも述べたように、個人的な営為である読書が儀式たるのは、そこに天皇・皇太子等の学習者と博士・尚復といった教授者以外に貴族が参加するためである。そこで、【表1】に示された事例のうち、貴族等の参加が知られる事例を検討し、儀式の参加状況を確認しよう。まず、成年者の事例を示し、次に幼年者の事例を取り上げて対照しよう。

#### (一) 成年者の読書儀

まず、成年者の事例を確認すると、貴族層の関与は大きく分けて、書物を学習する講書と学習したテキストに関連する詩を賦す詩宴への参加に大別できる。

講書の部分に関しては、博士・尚復以外の参加者を少数に限った例がある。ともに清和天皇の読書儀であるが、No.13では源寛、No.14では藤原冬緒が陪席したとある。それ以前の場合<sup>19</sup>は、教授者のみで、天皇とともに学んだ人物を明記するものは

見当たらない。その一方で、竟宴など講書後に行われる詩宴では、広く貴族層が参加し、詩を賦したことが明記されている。特に、No.13について、『日本三代実録』貞観十七年（八七五）四月二十五日条には、

廿五日丁丑。先是、天皇読<sub>レ</sub>群書治要<sub>一</sub>。参議正四位下  
行勘解由長官兼式部大甫播磨権守菅原朝臣是善、奉<sub>レ</sub>授<sub>下</sub>  
書中所<sub>二</sub>抄納<sub>一</sub>紀伝諸子之文上。従五位上守刑部大輔菅野朝  
臣佐世奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>五経之文<sub>一</sub>。従五位下行山城権介善淵朝臣愛  
成爲<sub>二</sub>都講<sub>一</sub>。従四位上行右京大夫兼但馬守源朝臣覺子侍<sub>二</sub>  
講席<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>是講竟。帝觴<sub>二</sub>群臣於綾綺殿<sub>一</sub>、蓋申<sub>二</sub>竟宴<sub>一</sub>也。  
大臣已下各賦<sub>レ</sub>詩。参議従三位行左衛門督近江権守大江朝  
臣音人作<sub>二</sub>都序<sub>一</sub>。喚<sub>二</sub>楽人<sub>一</sub>一兩人<sub>一</sub>。糸竹間奏、終日楽飲、  
達<sub>レ</sub>暁而罷。賜<sub>二</sub>衣被綿絹<sub>一</sub>各有<sub>レ</sub>差。

とあり、博士・都講に加えて、源寛が講席に参加していたことが明記される。続く、竟宴では「群臣」が招かれ、講席にはいなかった大臣らも詩を賦したという。このように、講書部分は本格的な漢籍読書で、詩宴の方が参加者を拡大して執り行われる儀式としての性格の強いものであった。

清和朝について右記のような事例が具体的に確認されるが、光孝朝以降には、講書への貴族層の参加拡大が認められる。No.18では、即位間もない光孝天皇の『文選』読書に際して、太政大臣（藤原基経）・左大臣（源融）・右大臣（源多）の三公が陪



席した。<sup>(21)</sup> No.22でも、醍醐天皇の『史記』読書に際して、紀長谷雄（参議）・東宮学士高向博文など学識者に加えて、左大臣（藤原時平）・藤原清経（右衛督）をはじめとする殿上侍臣も陪席した。<sup>(22)</sup> No.31でも、同年に『御注孝経』の竟宴を終えたばかりの朱雀天皇の『史記』読書にて、「諸卿参入」とあり、<sup>(23)</sup> 講書の場合に貴族層が参加したと思しい。

先述した『日本書紀』講書で、藤原基経主導のもと貴族層が広く参加したように、これに続く光孝朝以降では、漢籍読書についても貴族層の参加拡充を見ることが出来る。以上のような成年者を対象としたものを念頭に置きつつ、続いて幼年者の事例を検討しよう。

## (二) 幼年者の読書儀

読書始の初例ともされる恒貞親王の場合（No.2）は、『続日本後紀』天長十年（八三三）四月庚辰条に「皇太子始読『孝経』」。参議已上、会三集東宮「有<sup>レ</sup>宴焉。」とあり、皇太子が『孝経』を読み、参議以上の高官も集まって宴席がもたれたという。この記述からは、貴族層は講書の後の宴席から参加したと読むのが穏当であろうか。続く、元服前の清和天皇の場合（No.9）では、大枝音人・藤原冬緒という学識者が講席に預かるとされる。<sup>(24)</sup>

陽成天皇の皇太子時代の『千字文』読書（No.12）や貞保親王の『蒙求』読書（No.16）では、貴族層の参加が漢籍を読んだ後の詩宴には確認できるものの、講書に及んだかは明瞭ではない。<sup>(25)</sup> 詩宴で読まれた詩序を分析した新聞一美氏は、学習を行った皇子の天性の学問的素質と向学心にあふれた謙虚な有様の二点が読書始の詩序に読み込まれていることを指摘している。<sup>(26)</sup> 幼年の皇子が漢籍を学習したことを以て、将来の統治者としての素質を讃える意味があったのだろう。

以上確認したように、貴族層の参加は講書の後の詩宴であり、講書部分は学識者が陪席する学習実態を伴うものであった。この点は、清和朝までの成人天皇の読書儀と同様である。だからこそ、幼年者の場合には、学習対象となる書籍も『千字文』や『蒙求』のような幼学書が採用されたのであろう。

ところが、即位後の陽成天皇の『孝経』読書儀（No.17）は、その様相が大きく異なっている。『日本三代実録』元慶三年（八七九）四月二十六日条には、

廿六日乙酉。天皇始読『御注孝経』。従五位上博士兼越中守善淵朝臣永貞侍読、民部少輔従五位下藤原朝臣佐世爲<sup>二</sup>都講<sup>一</sup>。大臣已下並侍焉。

とあり、侍読（博士）・都講以外に、大臣（左大臣源融、右大臣藤原基経）以下貴族層が臨席したことが明記されている。この例では、貴族層も講書の場に立ち会ったことを確認できる。

その後、朱雀天皇の皇太子時代の読書儀（No.26）では、皇太子・博士・尚復に加え、参議以上公卿にいたる貴族層の座が設けられ、陪席する貴族は書卷（書籍）を持って着座したという。<sup>(27)</sup>このことから、貴族層が講書にも立ち会い、書物を持ってともに学んだことが確認できる。これ以降の読書儀では、承平三年（九三三）の行明親王（No.29）の儀式でも、貴族層の講席への参加を確認できる。なお、後述するように、書目が『御注孝経』に一定し、<sup>(28)</sup>幼年者対象に限定される憲平親王（冷泉天皇）以降は、講書部分からの貴族層の参加が定例化する。

### （三）小結

あえて、幼年者と成年者に分けて、読書儀への貴族の参加状況を確認したが、両者の動向は軌を一にしていた。儀式を講書部分と宴席部分に分けると、九世紀前半から宴席部分への貴族層の参加を多く確認できる。しかし、これに先立つ講書部分は陪席する者を学識者に限定した本格的な講書の場合もあり、必ずしも貴族層が広く参集するものではなかった。この講書部分への貴族層の参加が拡大していくのが、藤原基経執政期（清和朝末～光孝朝）であった。さらに、第一章で確認した『新儀式』の次第には見られないものの、貴族層が参加する際に「握レ卷」（書卷を携える）という記述が『西宮記』以降の次第に

確認でき、学識者かを問わず、貴族層が講書に参加するようになったことが分かる。

では、なぜ基経執政期にこのような変化が生じたのであろうか。もちろん、先に紹介した坂本太郎氏の指摘にあるように、基経自身の好きな姿勢もその一因であろう。同時に、基経自身が天皇の後ろ盾となる廷臣であったことも影響しているであろう。<sup>(30)</sup>外甥である陽成天皇・自らが擁立した光孝天皇の王権を確立する一環として、自ら講書にも陪席し、貴族層の参加を促したのだろう。読書儀は、天皇や後継者である皇太子と臣下との一体的関係を確認する場として持ち出されたと言えよう。基経のあとも、時平・忠平も積極的に読書儀に関与して、後見していく。<sup>(31)</sup>こうした君臣共習ともいべき読書儀が、幼年者対象の儀式として確立する時期について章を改めて確認しよう。

### 四、読書始の確立

前章まで確認したように、九世紀後半に読書儀は詩宴だけではなく講書部分にも貴族層が陪席して、儀式としての充実を見るようになった。さらに、十世紀後半には、憲平・為平・守平という村上天皇の皇子の読書儀が短期間のうちに実施される（No.33～35）。<sup>(32)</sup>幼年者の読書始が連続し、これ以降は、幼年者の儀式のみとなる。この時期に、同一人物の複数回実施もなくな

り、学問始（＝読書始）としての様相が強まっていく。ただし、慣例を積み重ねて形成された儀式であったため、実施方法が模索され、徐々に次第が整っていった。以下、講書部分の次第について、この過程を確認していこう。

まず、天徳四年（九六〇）の為平親王の読書儀（No.34）では、講書の際に陪席する貴族が書物を持つかどうかが問題とされた。『台記別記』久安三年（一一四七）十二月十一日条所引『九曆』には、

天徳四年三月九日九記云（為平親王書始）、左大臣（藤原実頼）陳云、公卿等若可持書歟。予（藤原師輔）答曰、天皇若皇太子読書之時例然也、親王之例所未レ知也。計レ之、不レ持有何事一矣。左閤許諾云々。……<sup>(33)</sup>

とある。ここでは、親王の読書儀に参加する貴族層が書籍を携えるかが不明とされている。<sup>(34)</sup> その一方で、天皇・皇太子の場合には書籍を携えることが先例となつていことが確認されている。<sup>(35)</sup> 第一章でも触れたように、『西宮記』では天皇・皇太子・親王という身分ごとに次第を立てている。天皇・皇太子の次第には、貴族層の書籍携帯が記されている。一方、親王の次第は皇太子と異なる箇所を記した簡素なものだが、貴族層の書籍携帯の有無については触れていない。この場合でも、天皇や皇太子とは差をつけて、書籍を持つ必要はないとされたのだろう。

そもそも、貴族層が書籍を携帯するのはその書を読むため

で、実際に『西宮記』の日本書紀講書次第では、貴族層が『日本書紀』を広げて講義を聴くこととなっている。<sup>(36)</sup> 『西宮記』臨時七皇太子書始には、

太子着座（綵角・青色衣、不レ帯レ劍）。王卿着（皆持二書卷一副、笏、侍臣兩三出候）。博士・尚復着レ座（学士・殿上成業六位）。皆展レ書、尚復唱レ文（長）。博士読二御注孝経序（五字）。尚復云「此許（詞云、己々末天）。」次尚復読二五字、如レ先。博士等立。王卿立。……

とあり、参加者皆が書物を広げるものの、波線部にあるように、学ぶのは「御注孝経序」の五字となっている。これがいつまで遡及できるかは明証を欠くものの、『江家次第』では、波線部に対応する部分に、天曆十年（九五六）の憲平親王（冷泉天皇）の読書儀（No.33）を引くところから、この例まで遡れるだろう。<sup>(37)</sup> さらに、この時期以降は、読了時の竟宴の実施も見られなくなる。『新儀式』で見たような講書の実態を伴うものではなく、講書は書籍冒頭のみ限定され、儀式としての形骸化が進行したことが看取される。

十世紀後半のNo.33～35は、いずれも藤原師輔の娘安子を母に持つ皇子を対象とし、この三皇子は儀式を行った時点において、師輔とともに兄の実頼がその後ろ盾であった。<sup>(38)</sup> 実頼・師輔の祖父である基経が、講書の場に貴族とともに立ち会って、君臣の結束を確認したように、皇子と貴族が学ぶ形式をとること

で、後見する皇子の立場を固めようとしたのであろう。<sup>(38)</sup> No. 38・40・42・43など撰関の私邸での実施も増え、この傾向は一層強まったといえよう。<sup>(40)</sup> しかしながら、ここにはかつてのような君臣がともに漢籍を学び進める実態はない。これが、学問始としての読書始の確立といえる。

こうして確立した読書始のあり方を十一世紀初頭の実施例とともに確認しよう。ここでは、史料がよく残る長和三年(一〇一四)の敦成親王(後一条天皇)の読書始(No. 42)を取り上げる。皇太子の読書始としては、花山天皇以来三十数年ぶりであった。実施にあたり、外祖父の藤原道長は藤原実資に先例を問い合わせたうえで、親王の父である一条天皇が即位後に行った例(No. 39)を参考に実施したようである。<sup>(41)</sup>

儀式の中核である講書に先立つ場面の記述として『小右記』長和三年(一〇一四)十一月廿八日条には、

…次左大臣(藤原道長)著御前座(持)『御注孝経』、取(副笏)。右大臣(藤原顕光)不(随)身書、経当起座、令(求)僅得(其書)。若非(御注孝経)一(敷)。諸卿次第著(座)、参議通任(藤原)之外、依(無)座席(不)候(御前)。但、中納言時光(藤原)不(求)得(書卷)、不(候)御前。他卿相乞取(相府文殿書等)持(之)。非(御注孝経)一(耳)。殿上人三人・出居同持(書卷)一。…

とある。この後、参列する貴族達も皇太子とともに書卷を開い

て「御注孝経序」の五字について形式的な学習を行ったのだが、この『小右記』の記載は次の二点で興味深い。

第一は、記主の実資が『御注孝経』ではない書卷であることを逐次注記しているように、貴族の一部は『御注孝経』以外のテキストを学習の際に開いている点である。すなわち、形式が優先され、テキストは儀式の小道具と化していると言える。

第二は、書卷が得られなかった者は皇太子の前に参列できなかったという点である。当日は、貴族達のために道長(相府)の文庫から書を出して用いたが、全員には行き渡らなかったようで、中納言・藤原時光は書物を得られず御前に伺候できなかった。小道具ではあるが、参列者が皇太子(天皇)とともに学ぶという演出が必要とされ、書卷を持たない者は参列が許されなかったであろう。

ただし、この例の参考とされた一条天皇の読書始については、貴族が書物を持たなかったという所伝もある。『江家次第』では寛和二年(九八六)の一条天皇の次第を引用するが、貴族の着座に関して「寛和、左右両丞相著(座)。他公卿依(無)座候(侍所)、不(取)書卷(云々)」とある。<sup>(42)</sup> 後に、この記述をもとに天皇の場合は貴族が書物を携帯しない先例として採用される。ただし、『江家次第』の編者である大江匡房自身も指摘するように、「書卷」を持たずというのは儀式の場に座席が与えられなかった者に関する記述と見るべきだろう。<sup>(43)</sup> 実際に、長和

四年（一〇一五）の敦良親王（後朱雀天皇）の読書始（No.43）に際して、親王の読書始のため貴族層が書籍を携帯しなかったことについて、『小右記』には「上達部不<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>書卷<sub>一</sub>」、帝王・太子御書始外不<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>之故耳<sub>一</sub>とあり、十一世紀には、天皇の読書始での貴族層の書物携帯は規範化されていたと言えよう。<sup>44</sup>

講書の終了後に行われる詩宴では、前章で確認した九・十世紀の読書儀同様だが、立ち会った貴族層も学習者たる皇子らを讃える詩を賦した。<sup>45</sup> 読書始は宮廷社会全体で天皇や後継者となる皇子の資質を承認する場として機能したと言えよう。しかし、漢籍を実際に学ぶことを重んじていた平安時代前期とは異なり、儀式のなかでの漢籍の役割は基礎的なりテラシーの象徴に留まった。

### おわりに

読書始が確立した十世紀後半には、撰関家子弟の読書始が開始される。長徳四年（九九八）に藤原頼通が『古文孝経』を、藤原師実以降は『史記』五帝本紀を読み、その次第は天皇・皇族に対するものと同様であった。<sup>46</sup> しかし、頼通の例が顕著なように、あえて『御注孝経』を用いなかった様子が看取される。

古勝隆一氏によれば、『御注孝経』（開元初注）は唐・玄宗の皇子に対する教育との関係で編纂された側面があるという。唐

では、皇太子が入学儀礼として国子監で鹵胃礼（釈奠に類似した儀式）を行ったが、『孝経』はその際に講じられることも多く、『御注孝経』の編纂には、そのテキストを確定する意味があったとされる。<sup>47</sup>

ただし、日本の読書儀で作られた詩序では、玄宗の皇子の例を引くことはなく、『御注孝経』こそが皇子の教育に用いられるという点を明確に意識していた可能性は低い。しかし、幼少の清和天皇が読んで以来の伝統から、藤原頼通が読書始を行った時期には、『御注孝経』は皇室の読書始で用いられるものという規範が確立していたのだろう。

翻って、日本の古代の漢学の展開を振り返ると、桃裕行氏による古代学制の研究以来、次のように概括される。則ち、奈良時代から平安時代初期にかけて、たびたび新しい典籍が中国から将来され、学問の更新が図られた。『御注孝経』もその一つであった。しかし、平安時代中期に至って、学問の世襲化に見られるように、漢唐訓詁学の水準で停滞したと考えられている。<sup>48</sup>

このことは、貴族層の漢学学習にも同様の傾向が見られる。平安初期には、貴族の大学就学が義務化されたように、「文章経国」の気運の高まりに対応して、漢学の深い学習は貴族層にとっても不可欠の教養であった。しかし、漢学が不要になったわけではないが、平安時代中期には上級貴族の大学への就学は廃絶してしまう。

平安前期の読書儀は、必ずしも幼年者を対象とするものに限られず、書目も多様で、実際に講読が行われるものであった。しかしながら、平安中期に読書始が儀式として確立すると、対象となった天皇・皇族の資質を示すという点は持続したものの、読了を想定しない形式的なものとなった。このような読書始のあり方は、如上のような平安時代中期の学問と貴族のあり方と対応するものと言えよう。

## 注

- (1) 阿部秋生他訳注『新編日本古典文学全集 源氏物語(1)』(小学館、一九九四年)、三八頁。
- (2) 『皇室制度史料』儀制 成年式三(宮内庁、二〇一三年)、二〇五頁。
- (3) 後掲の【表1】に、『類聚国史』に収録された事例を示した。その初例は、嵯峨天皇の弘仁七年(八一六)の『史記』読書で、平安時代に入ってからのものである。
- (4) 林秀一「御読書始の御儀に就いて」『孝経学論集』(明治書院、一九七六年、初出一九四四年)。
- (5) 尾形裕康「就学始の史的研究」(『日本学士院紀要』八一、一九五〇年)・「読書始教授様式の研究」(『早稲田大学教育学部学術研究 人文・社会・自然』三、一九五五年)・「中世の読書始」(『金沢文庫研究』二二―二一、一九六七年)。
- (6) 新聞一美「平安朝の通過儀礼と漢詩」小嶋菜温子『王朝文学と通過儀礼』(竹林舎、二〇〇七年)。
- (7) 『北山抄』に記載が見られない。読書儀が定例の年中行事で
- (8) はなく臨時行事であること、元服儀のように儀式次第が確立されなかったことが理由として想定できよう。
- (9) 以下、『新儀式』の引用は、『群書類従 第六輯 律令部・公事部』(続群書類従刊行会、一九三二年初版、一九八三年訂正三版)によった。それ以外の『西宮記』・『江家次第』・『侍中群要』といった儀式書は、神道大系によった。いずれも、適宜、校注を加えたり、句点を改めたところがある。
- (10) 『侍中群要』巻九御書初も、藏人式として装束次第を掲載し、おおよその儀式の流れを示し、最後に一条朝で活躍した大江齊光の説を引用している。その次第は『江家次第』と一致する。
- (11) 後掲【表1】読書儀一覽No.19を参照。
- (12) この他にも、藏人所で実施された藏人所講書も存在した。工藤重矩氏によれば、貞観十七年(八七五)に大藏義行に命じて『顔氏家訓』を天皇の側近に講じさせたことを嚆矢とし、宇多朝・村上朝にかけての実施例が『西宮記』と『貞信公記』に見えるという。書目も『漢書』・『尚書』・『礼記』・『白氏洛中集』など一定しない。これらは、基本的に、天皇に近侍する藏人を対象とするものであった(工藤重矩「藏人所の文学的活動について」『律令社会の文学』(ぺりかん社、一九九三年、初出一九七二年)。
- (13) 『群書治要』の読書儀において、紀伝道・明経道の双方から博士らをとった例として確認できるのは、貞観十七年の清和天皇の事例(No.13)である。
- (14) 尾形(注5)前掲「就学始の史的研究」参照。
- (15) 恒貞親王が承和の変で廃太子となったため先例として評価さ

- (16) 日本書紀講書については、関晃「上代に於ける日本書紀講読の研究」『関晃著作集第五卷』（吉川弘文館、一九九七年、初出一九四二年）に詳しい。水口幹記氏は、平安時代前期における日本書紀講書の実施は、文章経国思想の高まりと軌を一にする<sup>1)</sup>と論じる（「弘仁の日本書紀講書と文章経国思想」『古代日本と中国文化 受容と選択』（塙書房、二〇一四年））。
- (17) 坂本太郎「藤原良房と基経」『坂本太郎著作集 第十一卷 歴史と人物』（吉川弘文館、一九八九年、初出一九六四年）、八一—八四頁。坂本氏は、基経自身の好學な資質に焦点をあてているが、当然ながら未だ唐風化の氣運が衰えていない当時の政治思潮を前提とするものである<sup>2)</sup>。
- (18) 【表一】に示した読書儀（『類聚国史』が認定する事例）のなかにも、貴族層が共習したと明記されないものがあり、これは天皇個人の漢籍学習の記録である可能性もある。
- (19) 源寛は卒伝で「性聡敏有<sup>3)</sup>学涉<sup>4)</sup>」（『日本三代実録』元慶三年（八七九）十月二十日条）とある学識者で、藤原冬緒は良吏として著名な人物である。
- (20) 漢籍のうち、『史記』・『漢書』などの史書の竟宴で詠まれた漢詩を顧姍姍氏が検討している。特に、嵯峨天皇の『史記』読書儀（No.1）について、貴族層は自らの経歴や身分を踏まえた人物を題材に詩を詠じ、君臣の關係が確認されたと述べる（『平安前期の竟宴詠史詩の一考察』〔言語・地域文化研究〕一七、二〇一一年）。
- (21) 『日本三代実録』元慶八年（八八四）四月四日条。
- (22) 『西宮記』臨時七天皇御書始竟宴。なお、高向博文は陪席が予定されていたが、当日参入しなかったという。
- (23) 『本朝世紀』天慶二年（九三九）十一月十五日条。『本朝世紀』の引用は、新訂増補国史大系による。
- (24) 『日本三代実録』貞觀二年（八六〇）二月十日条に、十日辛卯。：從五位上行大学博士大春日朝臣雄繼以<sup>5)</sup>孝經<sup>6)</sup>奉<sup>7)</sup>授<sup>8)</sup>天皇。正五位上行大学頭豊階真人安人為<sup>9)</sup>都講。正五位下守権左中弁兼行式部少輔大枝朝臣音人・正五位下守右中弁藤原朝臣冬緒等預<sup>10)</sup>席。とある。
- (25) まず、陽成天皇の皇太子時代の読書儀は、『日本三代実録』貞觀十七年（八七五）四月二十三日条に、廿三日乙亥。皇太子始読<sup>11)</sup>千字文。從五位上守右少弁兼行東宮学士橘朝臣広相為<sup>12)</sup>侍読。親王公卿畢會。宴飲極<sup>13)</sup>飲而罷。五位已上並侍<sup>14)</sup>陣頭。六位賜<sup>15)</sup>禄各有<sup>16)</sup>差。とあり、公卿以下が参集する威儀のあるものであったことが知られる。続く貞保親王の読書儀は、『日本三代実録』元慶二年（八七八）八月二十五日条に、廿五日戊子。：是日、皇弟貞保親王於<sup>17)</sup>披香舍始読<sup>18)</sup>蒙求。從四位下行式部大輔兼美濃權守橘朝臣広相侍読。小會置<sup>19)</sup>宴。右大臣特喚<sup>20)</sup>從五位上守左少弁巨勢朝臣文雄・文章博士從五位下兼行大内記越前權介都朝臣良香・從五位下

(26)

行大外記嶋田朝臣良臣・正六位上行少内記菅野朝臣惟肖等  
数人、令賦詩。管絃間奏、夜分而罷、賜祿有差。  
とあつて、右大臣である藤原基経の命令で詩宴に文人たちが  
呼ばれたことが確認できる。特に、後者は右大臣である基経  
が外孫貞保親王のために、運宮を主導したことが確認できる。  
新聞(注6)前掲論文、一一九―一二〇頁。例えば、氏も指  
摘している例だが、『本朝文粹』巻九四「八月廿五日第四皇  
子於飛香舍」從吏部橋侍郎広相始受蒙求「便引文人命  
宴賦詩」(都良香)には、

…(前略)、皇子聰明在懷、日遠之対不敏。岐嶷居質、  
月初之談非奇。然猶以老成之量、致童蒙之求。誰其  
擊之者、橋広相是也。(後略)：

とある(大曾根章介他校注『新日本古典文学大系 本朝文  
粹』(岩波書店、一九九二年)、二八四頁)。柿村重松氏によ  
れば、この箇所は「皇子は天質聰明穎悟にましまして、かの  
晋の明帝の日は長安より遠しと対へ、漢の黄琬の日蝕の餘は  
月の初に喩ふべしと言ひしが如きは、未だ奇とするに足らざ  
るなり。然るに猶ほ老成の量を以て自ら教えを求め給ふ。而  
して、これに授け奉るものは、実に橋広相其人なり。」と  
解釈される(柿村重松『本朝文粹註釈』(内外出版、  
一九二二年)、三〇九頁)。

(27)

『西宮記』臨時七天皇御書始事所引『吏部王記』延長八年二  
月十七日条には、

十七日、太子初講孝経、官司装束凝華舎、最屋東二間  
立斗帳(加帳台)。前設太子座(南向)、座前鋪  
出雲筵、筵上立書机(黒漆)、机上置孝経点袋。  
卷母屋東二三間簾、南庇東面四間亦卷。当南廂東第五

(28)

柱施三屏風、隔之、当東廂南第三柱亦如之。南廂二間長  
押上設公卿座(西北面)。東廂鋪參議座(已上  
畳)、西屏風前東向設学士座、南廂東第四柱下北向設  
尚復座(已上菅円座)。午二刻皇太子就凝華舎云々。  
公卿書卷加笏著座。皇太子服赤色袍、躑躅花色下襲、  
結鬘、自初在座云々。了、官司殿上大夫等執祿法、公  
卿即列南庭、拜舞退(祿法同大饗)。

とあり、公卿・参議の座が設定されるなど貴族層の参加を確  
認できる。

(28)

『日本紀略』承平三年八月二十五日条には、  
八月廿五日己巳。無品行明親王初読書於左少弁藤原朝臣  
元方。王公儒士陪座。

とあり、宇多天皇の皇子である行明親王が学習した場に貴族  
層が立ち会ったことを確認できる。

(29)

『御注孝経』の受容については、坂田充『御注孝経』の伝来  
と受容―九世紀日本における唐風化の一事例として(『学習  
院史学』四三、二〇〇三年)が詳しい。これまでも多く指摘  
されてきたことだが、清和天皇の読書儀で『御注孝経』を用  
いたことが、テキストとしての正式な採用の契機となったの  
だろう。

(30)

近年では、神谷正昌氏が撰関の確立との関係から概括してい  
るように、藤原基経は、清和天皇から託されて撰政として陽  
成天皇を後見し、自身が擁立した光孝天皇を関白として支え  
た経緯より、王権の擁護者としての立場にあった(神谷正昌  
『皇位継承と藤原氏』(吉川弘文館、二〇二二年)、九一―  
九三、一〇九―一一〇頁)。

(31)

No.22では、時平が醍醐天皇の読書儀で講書に陪席した。No.30



- (32) では、講席に預かったかが不明瞭なものの、忠平の疾病により竟宴が延期されている。基経以降も、天皇を後見する藤原氏が読書儀に参与していたことが分かる。
- (33) 実施日時が不明な永平親王 (No.36) に加えて、具平親王の読書始の際の詩と思しき佳句も『和漢朗詠集』に残る (669第七親王始めて孝経を読む)。
- (34) 『台記』の引用は、『新訂増補史料大成』(八木書店)による。ただし、後に寛弘二年 (一〇〇五) の敦康親王の読書始 (No.41) の際に、藤原実資が村上天皇が親王であった承平二年の先例 (No.28) をもとに次第を作成しており (『小右記』寛弘二年十一月九日条)、記録が残っていないとは考えにくい。ただし、この例をもとに実施された長和四年 (一〇一五) の敦良親王の読書始 (No.43) では、貴族層が書籍を持たないこととされた (『小右記』長和四年十二月二日条)。
- (35) 注 (27) で示した、延長八年の皇太子読書儀でも、引用史料に見るように、公卿が書籍を携えて講書の場に参加したことが確認できる。
- (36) 『西宮記』臨時七講日本紀事には、「大臣以下立<sub>レ</sub>陣着<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>起<sub>レ</sub>杖座<sub>レ</sub>各執<sub>レ</sub>書卷<sub>レ</sub>副<sub>レ</sub>笏<sub>レ</sub>、…、…次博士<sub>レ</sub>尚復披<sub>レ</sub>書、大臣以下皆披。次尚復唱<sub>レ</sub>文。…」とある。
- (37) 『江家次第』卷十七御読書始事には、  
 …次博士開<sub>レ</sub>文、読日御注孝経序<sub>レ</sub>漢音、此寛和例也。  
 …天曆十年東宮儀、博士開<sub>レ</sub>文、太子<sub>レ</sub>尚復開後、読之。…とあり、書籍を開くことと本文を読み上げることの順序の差異を指摘するものの、学習内容については異同が記されていない。故に、最初の五字を読む形式的な学習であったことを確認できよう。
- (38) 神谷 (注30) 前掲書でも、兄から皇位を継承した村上天皇は、朱雀天皇の皇統を意識せざるを得ず、忠平の外孫である憲平親王を皇太子に据えることで、自らの皇統を確立しようとしたと見る (一三四―一三七頁)。為平親王は後に源高明の後見を得たことが著名だが、読書儀の実施時点では成人前で、他の安子所生の皇子と同様に藤原実頼・師輔も後見していたのだろう。
- (39) 藤原氏 (撰関) による幼帝や皇太子の後見を視覚化した儀式としては、読書始の後の行われることも多い元服儀があげられる。橋本義彦氏によれば、藤原良房が清和天皇の、基経が陽成天皇の元服の加冠役を務めて以降、天皇の元服加冠役は撰政が太政大臣に就任して務めるのが定例化するという (橋本義彦「太政大臣沿革考」『平安貴族』(平凡社、二〇二〇年、初出一九八二年) )。史学会第一二六回大会日本古代史部会 (二〇一八年) で本木洋帆氏が「元服儀からみる王権構造の可視化―加冠役忠平を例に―」と題する報告を行い、元服儀を通じて撰関家と王権との一体性が視覚的に示されたと述べていた。読書始が通過儀礼化した後は、読書始を行った後に元服という順序が固定化する。読書儀にも元服儀同様の側面を見るべきだろう。
- (40) No.37について、閑院はそれ以前から皇太子の在所として使用されていたが、その所有者は親王の大叔父にあたる閑白藤原兼通であった。
- (41) 『小右記』長和三年十一月十四日条には、  
 十四日、丙申。左相国 (藤原道長) 以<sub>三</sub>資平 (藤原) 被<sub>レ</sub>示云、「大宮院 (一条天皇) 御書初、治天下後歟。御<sub>三</sub>坐青宮<sub>二</sub>之間歟。有<sub>三</sub>所記<sub>二</sub>可<sub>三</sub>注送<sub>二</sub>者。」彼御書始者寛和二年

十二月八日也。是治天下後也。即注奉<sub>レ</sub>之。華山院御東宮之間、於<sub>二</sub>閑院<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御書始<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>其記<sub>一</sub>。資平伝<sub>二</sub>相府報<sub>一</sub>云、「承<sub>レ</sub>之。但、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>冷泉院・華山院例<sub>一</sub>者。」

とある。実資のもとを養子の資平が訪れ、道長からの問い合  
わせを伝えた。先例とすべき一条天皇の読書始が即位後のも  
のかとその次第をまとめるように問われた実資は、一条天皇  
の次第をまとめたうえで、皇太子の例である花山天皇の例も  
次第をまとめて報告した。道長は、再び資平を介して、花山  
天皇とその父冷泉天皇の例は皇太子の例でも用いるべきでは  
ないと応答している。道長としては、冷泉天皇の弟である円  
融天皇の皇統に属する敦成親王の読書始は、父・一条天皇の  
例をふまえて行うべきと考えたのであろう。なお、『小右記』  
の引用は、東京大学史料編纂所編『大日本古記録』（岩波書  
店）による。

## (42) 『江家次第』 卷十七御読書始事

一条天皇の次の天皇の読書始は、百年後の寛治元年  
(二〇八七)の堀河天皇のもので、『江家次第』の次第はこの  
例を基礎に作られた。『本朝世紀』寛治元年十二月二十四日  
条には、大江匡房の日記である『江記』が引かれ、今回の次  
第について、

江記云、…、次、公卿着<sub>レ</sub>座、左・内両府着給。他公卿雖<sub>二</sub>  
参入<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>着。且依<sub>二</sub>座狭<sub>一</sub>、且依<sub>二</sub>寛和例<sub>一</sub>也。…、件大臣  
不<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>書卷<sub>一</sub>、件事如何。寛和記、雖<sub>レ</sub>注<sub>下</sub>不<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>書卷<sub>一</sub>  
由<sub>上</sub>、昨有<sub>二</sub>其疑<sub>一</sub>。若謂<sub>下</sub>候<sub>上</sub>殿上<sub>一</sub>之公卿上<sub>一</sub>歟。九条大臣  
記、為平親王書始日、…、何可<sub>レ</sub>棄<sub>二</sub>九記<sub>一</sub>哉。…

という一節がある。参加する公卿らが書物を持たないで実施  
されたのは寛和例に基づくとしつつ、疑問が残ることも指摘

され、波線部以降の省略部分では、前出の『九曆』を引用し  
ている。書物を携帯しない寛和の例は、講書の場に参加でき  
ず、殿上の間に伺候する公卿のみを対象にしている可能性に  
も言及する。『江家次第』の引く寛和例のうち「侍所」（殿  
上の間）に伺候するとある部分と対応する。

## (44)

『小右記』長和四年十二月四日条。同日条には「今日儀依<sub>二</sub>天  
德九条記<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>行云々」ともあり、随所に「天德例」（No.34）  
との類似が指摘されている。

## (45)

新聞（注6）前掲論文及び柳澤良一「『本朝麗藻』を読む」  
〔『国語国文』五九―六、一九九〇年〕では、敦康親王の読書  
始（No.41）の詩序・詩文を詳細に検討する。この場では、藤  
原道長・藤原伊周・藤原公任・源俊賢らが詩を賦して、皇子  
やその父である一条天皇を讃えた（『本朝麗藻』勸学部）。

## (46)

『江家次第』 卷二十撰政関白家子書始

## (47)

古勝隆一「『孝経』玄宗注の成立」『中国中古の学術』（研文  
出版、二〇〇六年、初出二〇〇〇年）。なお、千田豊氏は齒  
胄礼について、積奠同様の先聖・先師を祀る形態をとりつつ  
も、皇太子が長幼の序を守り、後継者としてふさわしいこと  
を示す儀式であった点を明らかにしている（『積奠と齒胄の  
礼』『唐代の皇太子制度』（京都大学出版会、二〇二一年、初  
出二〇一七年））。

## (48)

桃裕行『上代学制の研究』（吉川弘文館、一九四七年、  
一九八三年改訂版）。

## (49)

学制研究の点からの言及は古くからあるが、春名宏昭氏は平  
城朝・淳和朝での貴族子弟の大学就学義務化を能力主義の人  
材登用を目指した平安初期の政治改革の中で位置づけている  
（『『謀反』の古代史』（吉川弘文館、二〇一九年））。